

令和7年度 警報発表時等の登校・下校・授業措置について

風水害またはその恐れのあるとき、児童の登校・下校ならびに緊急安全措置については次の通りにいたします。
目につくところに貼るなどして、お子様の安全に万全を期してくださいますようお願い申し上げます。

①和歌山市に『暴風警報』『大雨警報』『暴風雪警報』『洪水警報』が発表されている場合 (特別警報発表を含む)

	発 令 状 況	対 処	連 絡 等
登 校 前	発表中の場合	・ 解除されるまで家で待機させてください。	なし
	午前6時までに解除された場合	・ 平常通り授業をしますので、安全を確かめてから登校させてください。	なし
	午前6時～ <u>9時</u> までに解除された場合	・ 安全を確かめてから登校させてください。 ・ 授業は午前中で終わります。	なし
	午前 <u>9時</u> 以降に解除された場合	・ 臨時休業になります。家庭でご指導ください。 (※外出は避けてください。)	なし
課 業 時	下校までに上記警報が発表された場合	<u>A 下校に危険がないと判断される場合</u> ・ 給食後、下校します。(通常の下校時刻より早くなる場合があります。) ※学校待機を希望し、お迎えに来てもらう児童を除く <u>B 下校が危険と判断される場合</u> ・ 全児童が学校で待機しますので、各教室まで迎えにきてください。 (待機中に警報が解除になり、下校に危険がないと判断した場合は、その時点で下校します。) ※ A, B いずれの場合も、 <u>メール連絡システム等で連絡</u> します。又、給食は実施します。 ※保護者が不在になるご家庭は、保護者の代わりに迎えに来てくださる方をお願いしておいてください。	<u>メール連絡システム</u>

◎注意報が出ている時は授業があります。気をつけて登校させてください。
◎洪水や浸水のおそれがあり、地区の状況により危険と判断された場合、危険個所を学校に連絡して頂き、登校を見合わせてください。
◎波浪警報の発表では、授業は平常通りです。

②地震が発生した場合

登 校 前	・ <u>震度5弱</u> 以上の地震が発生した場合、臨時休業とします。 ・ 震度に関係なく、津波警報が発表される等、危険が予測される場合、臨時休業とします。 ・ 地震の被害がひどく、児童の登校が困難な状況となった場合は、登校を見合わせ家で待機してください。
課 業 時	<u>A 下校に危険がないと判断される場合</u> ・ 給食後、下校します。(通常の下校時刻より早くなる場合があります。) <u>B 下校が危険と判断される場合</u> ・ 全児童が学校で待機しますので、各教室まで迎えにきてください。 ※下校時刻が早くなったり、学校で待機したりする場合、 <u>メール連絡システムで連絡</u> します。 ※保護者が不在になるご家庭は、保護者の代わりに迎えに来てくださる方をお願いしておいてください。

③大津波警報が発表されている場合

登校前	⇒ 地震が発生した場合と同様に、臨時休業とします。
授業時	⇒ <u>校舎3階に避難する。</u>

◎ 給食の停止について

台風が発生し、その進路予想で四国・近畿地方への接近又は上陸のおそれのある場合、前日の午後5時～午後7時の時点で市内の学校一斉に翌日の給食中止を決定することがあります。その場合、メール連絡システム等で連絡します。また、給食中止を決定した時は、当日台風がそれた場合でも給食はなく、午前中の授業となります。

◎ その他

- ・ 学校が避難所となる場合には、臨時休業となります。
- ・ 警報にかかわらず、用水路の増水には十分注意して登校させてください。
- ・ 地区によっては、登下校の措置について地区放送等で連絡をされているところもあります。
- ※ 児童を迎えに来られる場合、混雑が予想されますので自動車での来校はご遠慮ください。

地震による津波等発生時の対応 について

本校では、次の警報等が発表されたとき、下記のと通りの扱いとしますのでよろしくご協力をお願いいたします。

防災無線、テレビ・ラジオ放送などの情報に注意してください。

◎登校前……7時00分の時点で下記に該当する場合 ⇒ **自宅待機** または **避難**
当地方に

①津波警報・大津波警報が発表中

②避難指示・勧告が発表中

警報等が午前9時00分までに解除されたとき ⇒ **登校**

※状況により登校させることが危険であると思われるときは、保護者の判断で登校を見合わせてください。

警報等が午前9時以降も解除されないとき ⇒ **休校**

◎登校後……児童は保護者が迎えに来るまで学校職員で保護します。
避難する場合、避難場所は警察学校方面の高台とします。

◎登下校中…児童は直ちに最寄りの高台へ避難すること。
・日頃から児童に避難場所や避難経路について話をしておいてください。
・学校に来た児童は保護者が迎えに来るまで学校職員で保護します。
※避難場所は警察学校方面の高台です。

◎電話での問い合わせには応じられないと想定されますので、児童の安否等は避難場所へお越しの上、確認してください。

片田敏孝氏（群馬大学大学院教授、広域首都圏防災研究センター長）の講演（2011/08/25 於：田辺市）
より（一部、木本小職員が加筆）

『避難3原則』

①「想定にとらわれるな」

ハザードマップ（どの地区がどの程度危険かかかれてある地図）や警報発表時の津波の高さ予想は、過去のデータを基に想定したものであって、今度来る津波の高さを保障するものではないということ。たとえば、「3メートル」といわれていても、想定をはるかに超える津波が来る場合がある。

②「最善を尽くせ」

対策や避難は、「ここまですれば（来れば）大丈夫だろう」ではなく、そのときの状況にあわせて、もっと高台に避難しなくてはならないこともあるということ。

③「率先避難者たれ」

いざというときには、まず自分が率先して避難すること。その姿を見て、他の人も避難するようになり、結果的に多くの人を救うことが可能になる、ということ。

※とにかく、津波が来たら、甘く見ないで「1秒でも早く」「1メートルでも高く」にげること。

避難の時には、お子さんのことが気になると思いますが、助けに行こうとすると保護者の方自身が危険にさらされます。家族の一人ひとりが、その時にいる場所から一刻も早く高台にそれぞれ避難するように、日頃からお話をしていただきたいと思います。